

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構受託研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）第45条の規定により依頼に応じて行う試験及び研究並びに調査等の業務（以下「研究等」という。）の受託について、その取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な運営に資することを目的とする。

(受託契約)

第2条 理事長は、研究等について依頼があった場合には、当該研究等が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号。以下「研究機構法」という。）第4条に規定する目的に沿ったものであるかを検討の上、当該研究等を受託することが適当であると判断したときには、当該研究等を委託する者（以下「委託者」という。）と業務方法書第46条第1項に規定する当該研究等の受託に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結するものとする。

2 理事長は、前項の受託契約を締結しようとする場合は、受託契約書において、次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、受託する研究等が簡単な調査、技術指導、講習等（以下「調査等」という。）である場合にあっては、当該調査等について必要な事項を記載した委託者からの申請書の提出及びこれに対する理事長からの応諾書の送付をもって、当該受託契約の締結に代えるものとする。

一 受託に係る研究等の課題

二 受託に係る研究等の内容に関する事項

三 受託に係る研究等を実施する場所及び方法に関する事項

四 受託契約の期間及びその解除に関する事項

五 受託に係る研究等の結果の報告に関する事項

六 受託に係る研究等の実施に要する経費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項

七 受託した研究等の結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項

八 その他必要な事項

(受託研究等に要する経費の額)

第3条 受託に係る研究等の実施に要する経費の額については、次の各号に掲げる受託する業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 受託する業務が研究機構法第14条第1項第9号に掲げる業務に係るものである場合 研究機構と委託者との間で協議して決定する額

二 受託する業務が前号に掲げる業務以外の業務に係るものである場合 別表に定める基準により算出される額

(経費の納付の時期及び方法)

第4条 委託者は、受託契約の締結後、遅滞なく、受託契約に定める経費の概算額を納付しなければならない。

2 前項の概算額の納付は、研究機構が発行する請求書に基づき、銀行振込により行わなければならない。

(試験研究の中止)

第5条 理事長は、研究機構の業務に支障があるため、又は天災地変その他やむを得ない事由により、受託契約により受託した研究等（以下「受託研究」という。）の継続が困難となったときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止するものとする。

(研究結果等の通知)

第6条 理事長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、その結果を委託者に通知するものとする。

(精算)

第7条 理事長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第4条の規定により納付を受けた経費の概算額を精算するものとする。

(特許権等の帰属)

第8条 受託研究に係る発明の特許を受ける権利又はこれに基づく特許権（以下「特許権等」という。）は、研究機構に帰属する。

2 研究機構は、必要があると認める場合には、特許権等を委託者と共有することができる。

(独占的实施権)

第9条 研究機構は、前条1項により研究機構に帰属した特許権等について、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）に限り、希望する場合には実施の許諾に関する契約の締結の日から10年を超えない範囲内において、独占的に実施する権利（以下「独占的实施権」という。）を付与することができる。

2 研究機構は、前条第2項の規定により委託者と共有した特許権等（以下「共有に係る特許権等」という。）について、委託者等に限り、希望する場合には実施の許諾に関する契約の締結の日から10年を超えない範囲内において、独占的实施権を付与することができる。

3 研究機構は、委託者等から独占的に実施する期間（以下「独占的实施期間」という。）の延長の申し出があった場合において、当該期間を延長する必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第10条 研究機構は、委託者等に独占的实施権を許諾した場合において、委託者等が独占的实施権の許諾から3年間、正当な理由なく実施しないときは、独占的实施権の付与を中止し、委託者等以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該特許権の実施を許諾することができる。

2 研究機構は、委託者が共有に係る特許権等を出願から3年以内に正当な理由なく実施しないときは、委託者以外の者に対し、当該特許権の実施を許諾することができる。

3 研究機構は、委託者等に独占的实施権を付与したことにより、公共の利益が著しく損なわれると認められるときは、独占的实施権の付与を中止し、第三者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第11条 研究機構は、委託者が共有に係る特許権等を実施するときは、当該共有に係る特許権等の実施の許諾に関する契約で定める当該権利に係る研究機構の持分に応じた実施料を徴収する。

2 共有に係る特許権等について、委託者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、研究機構及び委託者に帰属するものとする。

(規定の準用)

第12条 第8条から前条までの規定(著作権にあってはプログラム及びデータベースに限る。)は、受託研究に係る特許権以外の知的財産権を受ける権利又は特許権以外の知的財産権について準用する。

(研究成果の公表)

第13条 研究機構は、原則として、受託研究に係る研究成果を公表するものとする。ただし、委託者から公表しないよう申し出があった場合には、公表しないこととすることができる。

2 理事長は、前項本文の規定により受託研究に係る研究成果を公表する場合には、その内容及び時期について、委託者と協議の上、これを決定するものとする。

(外国機関からの受託研究における取扱いの特例)

第14条 研究機構は、外国の試験研究機関(試験研究を実施する外国の政府、州又は自治体の機関、大学その他試験研究機関をいう。以下同じ。)からの受託研究において、第8条から第12条までの規定によることが困難であると認めるものについては、これを適用しないことができる。

(権限の委任)

第15条 理事長は、研究所等(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構組織規程(13規程第2号)第425条第1項に規定する研究所等をいう。以下同じ。)の長に、それぞれ当該研究所等が実施する受託研究に係る第2条から第7条までに定める事

項に関する権限を委任する。

- 2 前項の規定により権限を委任された研究所等の長は、同項の規定に基づき受託契約を締結しようとする場合において、委託者が外国の試験研究機関であるときは、あらかじめ、理事長に協議しなければならない。

(報告)

第16条 研究所等の長は、前条第1項の規定に基づき締結した受託契約について、その契約内容を理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、毎年4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間ごとに、当該期間の終了した月の翌月末日までに行うものとする。

(適用除外)

第17条 研究機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条、第4条及び第8条から第12条までの規定を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

- 一 受託研究が国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の法令に基づく公法人（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に規定する法人（第2号及び第4号に掲げるものを除く。）その他法令に基づき設立される法人をいう。）からの委託又は再委託である場合
- 二 その他特別な事情がある場合

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、受託研究に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15.10.1 規程第32-1号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第32-2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17.4.1 規程第32-3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第32-4号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.4.1 規程第32-5号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20.4.1 規程第32-6号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条第2号関係）

経費		委託者	国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、その他の法令に基づく公法人及び研究所等の長が必要と認める法人等	民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人、公益を目的とする任意団体及び研究所等の長が必要と認める法人等	その他の者
		試験研究及び調査等に必要経費			
試験研究及び調査等に必要経費	直接経費	試験研究費	賃金、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料損料、雑役務費、備品費等受託研究に直接必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）	同 左	同 左
		旅費	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構旅費規程（18規程第92号）による受託研究に必要な旅費の額	同 左	同 左
	間接経費	直接経費に30%を乗じた額 ただし、間接経費の負担が困難である等委託者側に特別の事情がある場合には、委託者と協議の上、決定した額とすることができる。	直接経費に30%を乗じた額（その額が10,000円に満たない場合は10,000円） ただし、間接経費の負担が困難である等委託者側に特別の事情がある場合には、委託者と協議の上、直接経費に15%から30%までの範囲内の割合を乗じた額とすることができる。	直接経費に30%を乗じた額（その額が10,000円に満たない場合は10,000円）	

注1 受託研究が競争的資金制度若しくはこれに類する制度又は事業によるものであり、その要領等により別段の定めがある場合の間接経費については、この表による額にはよらず、当該制度等に定められた率等から算出される額とすることができる。

2 間接経費とは、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる研究機構の管理等に必要な経費をいう。具体的には、①管理部門に係る経費（管理施設・設備の維持及び運営経費、管理事務の必要経費（消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費等））、②研究部門に係る経費（研究棟の維持及び運営経費、共通的に使用される物品等に係る経費）、③その他の関連する業務部門に係る経費（広報業務に係る経費等）をいう。なお、詳細については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の間接経費の使途に準ずる。